



# 令和6年度 岩国市職員募集要項 (職務経験者)

## 事務・土木・建築（第2回）

- 第1次試験では、基礎能力検査(SPI3)を実施しますので、通常の公務員試験対策が不要です。
- 令和6年6月16日に実施した職務経験者試験（第1回）を受験した人は、受験できません。
- 最終合格発表日は、令和7年2月中旬の予定です。

### 1 職種、試験区分及び採用予定数等

職種	試験区分	採用予定数	職務概要
事務	大学卒業程度	5人程度	危機管理、総合計画、予算、税務、広報・広聴、国際交流、社会福祉、保健衛生、環境、商工業・農林水産業振興、都市計画、教育行政等の業務に従事します。
	高校卒業程度		
土木	大学卒業程度	2人程度	土木工事の設計・現場監理、公共土木施設、都市施設の管理、都市計画、開発行為の審査、まちづくりに関する条例の策定等の業務に従事します。
	短大卒業程度		
	高校卒業程度		

建築	大学卒業程度	2人程度	公共施設の建築工事の設計・施工監理、市営住宅の建設・維持、建築確認・許可等の業務に従事します。
	短大卒業程度		
	高校卒業程度		

## 2 受験資格

試験区分	年齢要件・資格要件等 (次のいずれにも該当する人)
事務 大学卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和54年4月2日から平成7年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人</li> <li>・平成26年4月1日から令和6年12月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の職務経験がある人（注1）</li> <li>・令和6年6月16日に実施した職務経験者試験（第1回）を受験していない人（注2）</li> </ul>
事務 高校卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和54年4月2日から平成13年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校以上（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人</li> <li>・平成26年4月1日から令和6年12月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の職務経験がある人（注1）</li> <li>・令和6年6月16日に実施した職務経験者試験（第1回）を受験していない人（注2）</li> </ul>
土木 大学卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和54年4月2日から平成4年4月1日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人</li> <li>・平成26年4月1日から令和6年12月31日までに民間企業や公的機関等において5年以上の土木工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注1）</li> <li>・令和6年12月31日現在で次のいずれかに該当する人           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1級又は2級土木施工管理技士の資格を有する人</li> <li>(2) 公務員の土木技師として5年以上の職務経験がある人</li> </ol> </li> <li>・令和6年6月16日に実施した職務経験者試験（第1回）を受験していない人（注2）</li> </ul>

土木 短大卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 54 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれ、学校教育法に規定する短期大学（高等専門学校、これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人</li> <li>・平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までに民間企業や公的機関等において 5 年以上の土木工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注 1）</li> <li>・令和 6 年 1 月 31 日現在で次のいずれかに該当する人           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する人</li> <li>(2) 公務員の土木技師として 5 年以上の職務経験がある人</li> </ol> </li> <li>・令和 6 年 6 月 16 日に実施した職務経験者試験（第 1 回）を受験していない人（注 2）</li> </ul>
土木 高校卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 54 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人</li> <li>・平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までに民間企業や公的機関等において 5 年以上の土木工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注 1）</li> <li>・令和 6 年 1 月 31 日現在で次のいずれかに該当する人           <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 1 級又は 2 級土木施工管理技士の資格を有する人</li> <li>(2) 公務員の土木技師として 5 年以上の職務経験がある人</li> </ol> </li> <li>・令和 6 年 6 月 16 日に実施した職務経験者試験（第 1 回）を受験していない人（注 2）</li> </ul>

建築 大学卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 54 年 4 月 2 日から平成 4 年 4 月 1 日までに生まれ、学校教育法に規定する大学（これと同等と認められるものを含み、短期大学を除く。）を卒業した人</li> <li>・平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までに民間企業や公的機関等において 5 年以上の建築工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注 1）</li> <li>・令和 6 年 1 月 31 日現在で次のいずれかに該当する人             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築士法に基づく 1 級又は 2 級建築士の資格を有する人</li> <li>(2) 公務員の建築技師として 5 年以上の職務経験がある人</li> </ol> </li> <li>・令和 6 年 6 月 16 日に実施した職務経験者試験（第 1 回）を受験していない人（注 2）</li> </ul>
建築 短大卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 54 年 4 月 2 日から平成 6 年 4 月 1 日までに生まれ、学校教育法に規定する短期大学（高等専門学校、これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人</li> <li>・平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までに民間企業や公的機関等において 5 年以上の建築工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注 1）</li> <li>・令和 6 年 1 月 31 日現在で次のいずれかに該当する人             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築士法に基づく 1 級又は 2 級建築士の資格を有する人</li> <li>(2) 公務員の建築技師として 5 年以上の職務経験がある人</li> </ol> </li> <li>・令和 6 年 6 月 16 日に実施した職務経験者試験（第 1 回）を受験していない人（注 2）</li> </ul>
建築 高校卒業 程度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和 54 年 4 月 2 日から平成 8 年 4 月 1 日までに生まれ、学校教育法に規定する高等学校（これと同等と認められるものを含む。）を卒業した人</li> <li>・平成 26 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日までに民間企業や公的機関等において 5 年以上の建築工事の設計・施工管理に関する職務経験がある人（注 1）</li> <li>・令和 6 年 1 月 31 日現在で次のいずれかに該当する人             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 建築士法に基づく 1 級又は 2 級建築士の資格を有する人</li> <li>(2) 公務員の建築技師として 5 年以上の職務経験がある人</li> </ol> </li> <li>・令和 6 年 6 月 16 日に実施した職務経験者試験（第 1 回）を受験していない人（注 2）</li> </ul>

(注 1 )

「5年以上の職務経験」とは、民間企業等での勤務時間が休憩時間を除き、1週間当たり30時間以上の常勤勤務（雇用期間の定めのない正規型の労働者）を1年以上継続し、かつ、これらの経験年数が通算で5年以上ある場合に該当します（1か所1年末満は加算しません。）。

ただし、最低1か所で3年以上継続して勤務をした期間が必要となります。

（該当・非該当の例参照）

月の中途で就職又は退職した場合は、その月はすべて就業していたものとみなし、1か月でカウントします。

同一期間内に複数の民間企業等に勤務していた場合は、いずれか一方の期間のみ通算します。

病気休職等（育児休業を除く。）のために業務に従事しなかった期間は職務経験の期間に含めることはできません。

**例 「5年以上の職務経験」**

**該当の例**

10か月	3年	1年	1年
×	○	○	○

**非該当の例**

1年	1年	1年	1年	1年
○	○	○	○	○

（※ 最低1か所で3年以上継続して勤務をした期間が必要となります。）

(注 2 )

事務、土木、建築以外の職務経験者試験を受験した人も受験できません。

■ 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

- (1) 日本の国籍を有しない人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- (3) 岩国市 の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し又はこれに加入した人

### 3 試験の日時、場所及び内容

区分	日時・場所	試験項目
第一次試験	令和7年1月19日（日） 受付：午前9時から午前9時40分まで 説明開始：午前9時45分 試験開始：午前10時 試験終了：午前12時頃予定 場所：岩国市役所 会議室	択一式筆記試験 ・S P I 3（基礎能力検査・性格検査）
第二次試験	令和7年2月1日（土）、2日（日）のいずれか 場所：岩国市役所 会議室	事務 ・個別面接 ・小論文  土木・建築 ・専門面接 ・個別面接 ・小論文
最終合格発表	令和7年2月中旬	

- ・ 試験当日は閉庁日のため、試験会場への出入りは、旧商工会議所側の西側玄関をご利用ください。
- ・ 第二次試験の詳細は、第一次試験の合格通知の際にお知らせします。
- ・ 自然災害等で試験の延期や開始時刻の繰下げ等、試験実施に変更が予想される場合は、岩国市職員採用ホームページでお知らせしますので、事前に確認の上、試験会場にお越しください。
- ・ 合格者の発表は、岩国市職員採用ホームページに受験番号を掲示し、第一次試験はメールで、第二次試験は文書で通知します（不合格者には通知しません。）。

#### ■合格者の決定方法

- ・ 第一次試験及び第二次試験の合格者は、各試験の結果により決定します（リセット方式）。

## 4 第一次試験出題分野

試験項目	出題分野
S P I 3 - G (110 分)	性格検査、基礎能力検査

## 5 受験申込期間及び受験申込方法等

### (1) 受験申込期間

**令和6年12月2日(月)から12月26日(木)まで**

- ・持参による申込みの場合は、午前8時30分から午後5時15分まで（土・日・祝日を除く。）
- ・郵送による申込みの場合は、締切日の午後5時15分までに必着

### (2) 受験申込方法等

**受験申込書を直接又は郵送にて岩国市総務部職員課へ提出**

**(電子申請は利用できません。)**

- ・受験申込書（本市所定の様式を使用してください。岩国市職員採用ホームページ <https://www.city-iwakuni-saiyou.jp/> からダウンロードできます。）に写真1枚（縦4.0cm×横3.0cm）を貼付し、郵送又は直接職員課に提出してください。
- ・第一次試験の合格通知はメールで行いますので、メールアドレスは読みやすく、正確に記入してください。

「\_（アンダーバー）」と「-（ハイフン）」、「0（ゼロ）」と「0（オー）」、「1（イチ）」と「1（エル）」などの判別しにくい文字や数字には、フリガナを付けてください。

- ・郵送による申込みの場合は、簡易書留によるものとし、宛名を記載し110円切手を貼付した返信用封筒（長形3号：縦23.5cm×横12.0cm）を同封してください。簡易書留によらない郵便での不着には対応できません。
- ・職員課で受験申込書を確認した後に、受験票を送付します。1月10日（金）までに受験票が届かない場合は、職員課人材育成班（TEL 0827-29-5036）までお問い合わせください。

- 申込書の記載事項が正しくないことが判明した場合や、受験資格がないことが判明した場合は、採用される資格を失うことがあります。

### (3) その他提出書類

- 第一次試験に合格した受験者には、卒業証明書（卒業証書の写で可）及び資格証明書（受験に資格を要する職種に限る。）を別途提出していただきます。
- 第二次試験合格後に提出していただく「勤務先の在職期間等証明書」には、法人名（団体名）、代表者名、社印（団体印）、勤務期間、1週間の勤務時間などの記載が必要となります。個人事業主の場合は、事業所の代表者名で作成する在職期間等証明書のほかに、営業時間、営業日などを客観的に証明できる書類を提出してもらう必要があります。

※会社が倒産等により在職期間等証明書が提出できない場合に限り、雇用契約書、賃金明細、年金記録、源泉徴収票、雇用保険受給資格証明書等の在職したことが確認できる書類を提出していただきます。

## 6 採用予定日及び待遇

### (1) 採用予定日

令和7年4月1日以降に採用となります。

### (2) 待遇

初任給	大学卒業後 職務経験5年：約232,400円 短期大学卒業後 職務経験5年：約221,000円 高等學校卒業後 職務経験5年：約208,300円 ※学歴・職歴等により調整されることがあります。
諸手当	初任給に加えて、「扶養手当」、「住居手当」、「通勤手当」等の諸手当が要件に応じて支給されます。 扶養手当：扶養親族のある職員に対して支給されます。 住居手当：借家等に住んでいる職員に対して支給されます。 (最高 27,000 円/月)。 通勤手当：交通機関などを利用している職員に対して支給されます。 (最高 50,000 円/月)
期末・勤勉手当	夏（6月）・冬（12月）に支給されます。 ※年4・5か月 令和5年度実績

勤務時間	月曜日から金曜日までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで (休憩時間 午前 12 時から午後 1 時まで) ※勤務場所により異なる場合があります。
休日	土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（12月29日～1月3日） ※勤務場所により異なる場合があります。
休暇等	年次有給休暇（年 20 日。4 月 1 日採用の場合、1 年目は 15 日）、 夏季休暇、結婚休暇、介護休暇、忌引休暇、産前・産後休暇、育児 休業制度等があります。
社会保険制度	山口県市町村職員共済組合の組合員として、健康保険及び年金に加 入します。

※令和 6 年 4 月 1 日現在の内容です。採用されるまでに給与関係及び勤務時間関係の条例、規則等の改正が行われた場合は、その定めるところによります。

## 7 試験結果の開示

この採用試験の結果（受験人数中の順位のみ）については、第一次、第二次の各試験の合格者発表日から 30 日以内に限り、受験者本人が開示を請求することができます（ただし、合格者は除きます。）。

請求するときは、岩国市役所職員課（市役所本庁舎 3 階）に受験票と本人であることが証明できる物（運転免許証などの顔写真がある身分証明書）を持参してください。電話等による開示請求はできません。

## 申込先・問合せ先

岩国市 総務部 職員課 人材育成班（市役所本庁舎 3 階）

〒740-8585 岩国市今津町一丁目 14 番 51 号

TEL : 0827-29-5036（直通）

E-mail : [syokuin@city.iwakuni.lg.jp](mailto:syokuin@city.iwakuni.lg.jp)